

令和5年4月現在

建築確認申請の事前協議について

都市政策課では、本市の良好な都市環境の形成のため、建築確認申請の事前協議を行っています。京都府山城北土木事務所又は指定確認検査機関に建築確認申請書を提出される場合は、事前に都市政策課 開発指導係まで経由をお願いします。

なお、城陽市において実施しておりました、建築確認申請書を提出される前に消防同意を行ういわゆる先同意の運用については、令和4年度をもちまして、終了いたしました。消防同意の要否に関わらず、正本の受け取りは城陽市都市政策課窓口となりますので、ご注意ください。

○ 必要部数：正本・副本・市控え（計3部）

○ 必要図書

①	確認申請書第一面から第六面
②	委任状
③	付近見取図
④	配置図（給水、雨水・汚水経路（分流式）を図示）
⑤	求積図、面積表（敷地及び建築物）
⑥	各階平面図
⑦	立面図（高度斜線を図示(断面図でも可)）
⑧	断面図
⑨	その他必要となる書類（天空率計算書、各種誓約書等）

○ 処理期間：2、3日（土、日、祝を除く）

（注）計画内容によっては、関係各課との協議が必要となりますので、期間が延びる場合があります。期間には余裕をもって事前協議をしていただくようお願いします。

○ その他

- ・友が丘自治会の一部地域においては独自の建築ルールを定めておられますので、各種都市計画に合わせ、事前に調査をお願いいたします。※都市計画法又は建築基準法等の法令に基づく制限ではありません。
- ・建築計画概要書、建築工事届は提出不要です。
- ・計画変更についても、同様の事前協議が必要となります。
- ・建築基準法及び京都府条例に係る内容については、京都府山城北土木事務所 建築住宅課へお問い合わせください。

建築確認申請の事前協議に係る詳しい内容については、城陽市役所 都市整備部 都市政策課 開発指導係（TEL 0774-56-4067）へお問い合わせください。